

住むなら北九州 定住・移住推進事業(定住・移住促進支援メニュー)【持ち家】の概要

事業の目的

市外からの転入世帯や市内に居住する世帯で、新たに住宅を取得する方を応援するため、一定の要件を満たす市内の良質な住宅を取得する方に対し、住宅の購入・建設に係る費用の一部を補助するもの。

補助の主な要件※1

※1 詳細は本市ホームページ等を参照

●対象者

世帯人員 2 人以上の世帯、又は申請者が 50 歳未満で親と同居若しくは近居又は 50 歳以上で自己実現のために本市に転入する世帯人員 1 人の世帯で、次のア、イいずれかに該当する方。又は申請者が 39 歳以下の世帯人員 2 人以上の世帯で、次のウに該当する方

ア 1 年以上継続して市外に居住している方

イ 市内に転入後 2 年以内の方で転入前 1 年以上市外に居住していた方

ウ 市内に居住しており、夫婦共又は夫婦どちらかが市外へ勤務している方

●対象住宅 ※街なか※2 の区域内に所在する住宅に限る

【戸建て住宅】敷地面積が 130 m²以上（第一種、第二種低層住居専用地域は 180 m²以上）

【マンション】住戸専用面積が 50 m²以上

【新築】※次のいずれかに該当する住宅

○住宅性能表示制度による建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅

○【フラット 35】S の適合証明書の交付を受けた住宅

○OCASBEE よる評価結果が「B+（よい）」以上である住宅

○長期優良住宅の認定をうけた住宅

【既に建築された住宅（中古住宅）】

○新耐震基準を満たし、インスペクション（住宅診断）を実施している住宅

※2 北九州市立地適正化計画に基づく居住誘導区域の存する町丁目を含むエリア

補助額

●世帯人員 **1 人あたり 15 万円（50 万円上限）**

●市外から移住する 39 歳以下の 2 人以上世帯で、市内に居住する親と同居又は近居する世帯
上記に **15 万円上乗せ（60 万円上限）**

事業のイメージ

